

添付資料1-2

適用法令・適用基準

1 摘要法令等

本事業の実施にあたって留意すべき主な適用法令等は以下のとおりであり、選定事業者はこれらを遵守すること。

(1) 建築基準法等による認可、許可及び届出等

- ・ 建築基準法
- ・ 官公庁施設の建設等に関する法律
- ・ 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）
- ・ 高齢者・身体障害者の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）
- ・ 都市計画法
- ・ 駐車場法
- ・ 消防法
- ・ 水道法
- ・ 下水道法
- ・ 道路法
- ・ 電気事業法による届出等

(2) 関係法令

- ・ 労働安全衛生法
- ・ 電波法
- ・ 航空法
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネルギー計画書）
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- ・ 高圧ガス保安法
- ・ 警備業法

(3) 那覇市における条例・指針等

- ・ 計画敷地において特に遵守すべき事項については
- ・ 那覇市建築基準法の施行に関する規則
- ・ 那覇市における建築物の駐車施設の付置等に関する条例
- ・ 那覇市福祉のまちづくり条例
- ・ 那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例・規則
- ・ 那覇市建築等に伴う公害防止指導要綱

- ・那覇市電波障害防止建築指導要綱
 - ・建築基準法施行条例
 - ・沖縄県風致地区内における建築等の規制に関する条例
 - ・沖縄県文教地区建築条例
- ※その他本事業に関連する法令等

2 適用基準

本事業には、以下の基準類が適用される。適用する内容は、原則として各基準類が示す性能又は維持すべき性能・状態とし、当該内容を満たすことを証明することにより、各基準類が示す仕様以外の仕様とすることができるものとする。また、※印の基準類については参照する基準類として扱うものとする。なお、基準類はすべて最新版が適用される。

- ・官庁施設の基本的性能基準
- ・官庁施設の総合耐震計画基準
- ・官庁施設の環境保全性に関する基準（グリーン庁舎基準）
- ・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ・省エネルギー建築設計指針
- ・建築設計基準
- ・建築構造設計基準
- ・建築鉄骨設計基準
- ・構内舗装・排水設計基準
- ・建築工事設計図書作成基準
- ・建築設備工事設計図書作成基準（案）
- ・建築設備計画基準
- ・建築設備設計基準
- ・排水再利用・雨水利用システム計画基準
- ・建築設備設計計算書作成の手引き
- ・建築設備耐震設計・施工指針
- ・建築工事標準詳細図
- ・擁壁設計標準図
- ・標準型建具
- ・建築CAD図面作成要領（案）
- ・建築設計業務等電子納品要領（案）
- ・公共建築工事内訳書標準書式※
- ・敷地調査共通仕様書
- ・公共建築工事標準仕様書(建築工事編)
- ・公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)

- ・公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)
- ・公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)
- ・公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)
- ・公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)
- ・公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)
- ・公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)
- ・建築工事安全施工技術指針
- ・建築工事公衆災害防止対策要綱建築工事編
- ・建設副産物適正処理推進要領
- ・建設産業における生産システム合理化指針
- ・セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）
- ・営繕工事電子納品要領（案）
- ・国有財産台帳等取扱要領について（平成13年財務省通達財理第1858号）
- ・国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準
- ・建築保全業務共通仕様書※
- ・建築保全業務積算基準※

なお、特記以外は、国土交通省（建設省）制定基準類である。

以上